株式会社サンステラ行き

※の項目は必須項目になります。

FAX送信先:03-5391-9656 Mail送信先:info@pp3dp.jp

3Dプリンター レンタル契約申込書

20 年 月 日

※この申込書は契約期間が満了するまで大切に保管してください。

フリカ゛ナ: 契約者名 印 ご捺印ください 電話番号 携帯番号 FAX番号 Mail 都 道 住所 フリカ・ナ: 代表者生年月日 代表者名 ※ 法人のみ ※ 法人のみ 担当者 フリカナ: 担当者名 個人契約者 ※ 法人のみ 生年月日 型契約者と同じ 請求書送付先 都 道 府 県 ※銀行振込 の場合のみ 連絡先 担当者 ☑ 契約者と同じ □ 請求先と同じ 機器納品先 連絡先 担当者 銀行名 支店名 預金種別 当座・普通 フリガナ: 口座番号 口座名義 <<弊社記入欄>> 返却日 年 月 日 保証金 レンタル料金 申込プラン 小計(税抜) 個数 個数 金額 金額 2 合計金額(税抜) ※商品発送時の送料は弊社負担、ご返却時の送料はお客様負担となります。 消費税額(8%) 税込合計金額 ■お問い合わせ先 備考 〒170-0013 東京都豊島区東池袋5-7-3 REID-C 6F 株式会社サンステラ TEL:03-5391-9308 FAX:03-5391-9656 Mail:info@pp3dp.jp PP3DPストア: http://www.pp3dp.jp

		レンタル利用規約		
		±サンステラ(以下甲という)の商品をご利用くださり誠に有難うございます。 キ ヾての付属品(以下、商品という)をご利用いただくにあたり、以下のことをお約		
1		このレンタル規約は、お客様に商品をお貸し(レンタル)するものです。		
2		商品のレンタル期間は、原則30日間となり、当社がお客様に対して商品を発送し、ご指定の宛先に到着できた日を日目とします。到着日時をもって、本重要事項に基づくお客様へのレンタル契約が発効・成立するものとします。なお、レンタル期間終了後は遅滞なく当該製品をご返却ください。 送料は、商品発送時は弊社負担、ご返却はお客様負担となります。		
3			当該製品をお受け取りいただいた時点で故障等が認められる場合、必ず当日中にご連絡ください。このご連絡がない場合は、お客様が受け取られた時点で、当該製品には一切の故障等が無かったものとみなされます。	
4		レンタル期間中、途中解約された場合であっても、レンタル期間中の料金は発生	ンタル期間中、途中解約された場合であっても、レンタル期間中の料金は発生します。	
5		お客様が商品を使用される場合には「マニュアル」及び甲による取扱説明に従ってご使用ください。誤使用、お客様の不注意、使用目的以外の使用、使用目的を達しない等の損害について、甲は一切責任を負いません。		
6		商品に構造上の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合、直ちにご連絡いただくものとします。 。甲は同種同等の代替品をレンタルします。代替品がない場合は、レンタル料の払戻をもって一切の責任を免れるものとします。		
7		商品がお客様のお手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合、レンタル期間中の料金(期間を越えていれば、その期間の延長料金)のほかに、甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同時に弁済していただきます。		
8		商品を甲に返還される際、減価以上に商品が破損し修理を必要とする場合にはていただきます。	、修理代金に相当する費用を弁済し	
9		レンタル期間が満了(お約束の返却予定日)するまでに商品を返却していただきます。商品返却の際の送料はお客様負担になります。返却予定日より遅れた場合には、延滞金として1日1000円を保証金から差し引き追加させていただきます。		
0		お客様は、商品を第三者に使用させたり譲渡、質入、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。また、商品を 改造、改装してはいけません。		
1		商品について第三者が差押、仮差押または権利主張する恐れがある場合、直ちに甲宛にその旨を通知いただきます。		
.2		お客様がこの規約に違反された場合には、甲は別段の通知、催告なしでこの契約を解除することができます。この場合、お客様は直ちに商品を返還しなければなりません。契約解除された場合でも、商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金をいただきます。		
.3		甲とお客様との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄 裁判所とします。	浅判所は、甲の本社を管轄する地方	
4		お客様(役員及び従業員を含みます)は、以下の各号に該当しないこと及び今後とを表明・保証するものとし、お客様がこの表明・保証に違反した場合、甲は直ち(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、それらの関係者、平駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他の反社会的勢力(以下(2)実質的に経営を支配する者が反社会勢力であること。(3)親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ)または原契約等の第2号のいずれかに該当すること。	に契約解除ができるものとします。 その他、暴力、威力と詐欺的手法を 、「反社会勢力」という。)であること。	
 上記重要事項に同意し、本サービスに申込をします。				
署名欄:				
ご担当者様のご署名・ご捺印をお願いします。 1販売店記入欄				
或完成。 或壳元:				
76701— H.V.				